

第六章 紅花包毬の田の盛上

これらの運動は毎年のように行われてしたものゝ様であるが、後所と向處との間に、経済的な深いつながりがあつたものか、愈々となると後所の所断が不徹底に終つたゝ時に、鬱々として向時はなしに向處の所業がまた不当なものとなつて、商人や農民の生活をおびやかしてゐた。

田舎十日の訴願から六月四日、昭和二年の「田舎見聞集」に、紅花売買に關して、「昭和二年四月五日、京都紅花向屋共取計不直越相商候ニ付、再び遂吟味處、一体向屋極有之候てハ、売捌方手狹差支にて候儀正然に付、又末向屋名目相止め、拾ヶ年以前ニ通り、銘々紅花出生之國へ遷越、直に賣賣致候積、御代官所村々へ由渡、請印取之可奉出給。」と記して居る。向屋共取計圖しからずといふのである。

後頭が「のまつ」回避の回避止と云う断片たる部分をもつたこと、宣保元年の許願から既に二十数年に亘り、その旨を認めて来た最上地方の人々の切な願がかなつたことであるが、この昭和二年にも御身々西から代表の者が出席して運動を続けた結果にもみられる所であつた。「念公講年鑑」明和三年の記録上、下

行
錄

とあり、「工藤弥治右エロ手控」明治二年の頃には、

同年京都紅花向屋相止、三拾壹年已前之通り、勝手次第紅花売賣仕候様被仰付、右之願八荒町村五郎兵工、前小路村金右工内願申候。

である。また「大町念佛講帳」に左

当解紅花向墨拾四軒御取上けに罷成、右表は通三拾年余日前に通、紅花出生の國々江面下し相成候様に、紅花最上荷主相古へ、小野田向守兼より被賜印力縁ニカ、大勢郡中之百姓税申事ニ候。

当時願人荒町吉田五兵士、前小路金右士口並玄藏、当町（大町）吉田五郎兵士、右四人願成就悦帰國仕候。

と見えてくる。このように各村ご向墨廢止の記事を書留めたところとは、やはり「大勢郡中之百姓税申事」もあつたからで、その如く翌明和三年になると、紅花画改が非常に強氣を示して来たことは、次の記事から察知出来るのである。

大町念佛講帳

当解京都大り紅花向墨並に向墨御取入山形画彌江口に申候。表之百姓税申事無ひとへ御心、画彌江口に申候。

念佛講年代鑑

五月中京都大り紅花向墨中より入山形へ下り紅花仕入、依て入豪強々相成、生花画改五拾支方八拾文造、千上り上物六拾支貳画、五拾四五支仕入花揚り。右下り衆有之候ふくみニ而、右之直被相立、百姓若悉く税申候。夫故千花賣ニ相成下直仕候而、五画ニ三點仕造。中物四拾画揚り。凡數千點余。

右のように、向墨の回が廢止になつて、終て向墨割定以前の、紅粉墨や向墨の用件共が、直接にかけられ出てこないまゝの状態になつた。然しそれで、取引に支障を来すまいともあつたので、仲売商人やすらびとこうの中間的なものも必要であつたし、京都において売買斡旋の手をとる機関もなければ、田舎を需給関係は成らしなかつた。

リムに田代一主の回顧記、前半は方の商人だけが興味の紅花売買騒動と回り多くの井戸端話を紹介。花荷造りのものを使ひ、荷物の運搬を愛せし藏敷業者とつたつて、諭めにてハシケの施設の仕事もせつて、口銭を贈るゝとの組織を作つて、活動を継続していく。